

# 定年後再雇用職員就業規則

01—一般—00006  
平成13年4月1日  
改正03—一般—00030  
平成15年12月4日  
改正06—一般—00117  
平成18年4月1日  
改正09—一般—00109  
平成21年4月1日  
改正10—一般—00258  
平成22年6月30日  
改正13—一般—00018  
平成25年3月11日  
改正16—一般—00104  
平成28年4月1日

## 第1章 総 則

(総則)

第1条 この規則は、独立行政法人日本貿易保険（以下「法人」という。）の定年後再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関する事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令による。

(再雇用の対象者)

第2条 就業規則第9条第1項で定める定年に達した職員より、定年後も継続して雇用されることを希望する旨の申し出があり、本規則に定める解雇又は退職に該当する事由のない場合、「再雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に関する労使協定書」（以下、「労使協定」という。）に定める次の各号に掲げる基準（以下、「基準」という。）をすべて満たした者（再雇用条件に合意した者に限る）については、法人は、最長で65歳に達するまでの間、再雇用職員として継続雇用する。また、基準のいずれかを満たさない者（再雇用条件に合意した者に限る）については、法人は、最長で基準の適用年齢まで再雇用職員として雇用する。その後は雇用しない。

- 一 再雇用を希望し、健康で意欲のある者
- 二 業務に必要な専門的知識及び能力を有する者
- 三 直近3年以内で無断欠勤のない者
- 四 懲戒処分該当者でないこと

2 前項の場合における基準の適用年齢は、次表左欄に掲げる期間ごとに定めるものとする。

期 間	基準の適用年齢
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳

## 第2章 労働契約

### (再雇用希望の申出)

第3条 再雇用職員として継続して雇用されることを希望する者は、定年退職日の3か月前までに法人に対して「再雇用申出書」(様式1)を提出しなければならない。

### (雇用契約)

第4条 再雇用職員の雇用期間は、定年退職日の翌日を起算として、本人の希望に基づき、第2条の定める範囲内で定める。また、雇用期間中の契約は、1年ごとの更新とし、労働条件は毎年見直し可能とする。

### (退職)

第5条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当するときは退職するものとし、各号で定める日を退職の日とする。

- 一 労働契約の期間が満了したとき…契約期間満了日
- 二 65歳に達したとき…65歳に達した日
- 三 本人が死亡したとき…死亡した日
- 四 本人の都合により退職を願い出て法人が承認したとき…法人が退職日として承認した日

### (自己都合による退職手続き)

第6条 再雇用職員が自己の都合により退職しようとするときは、退職希望日の1か月前までに法人に退職届を提出しなければならない。

### (解雇等)

第7条 解雇等については、就業規則第12条(解雇)から第16条(貸与品、債務の返済)を準用する。

## 第3章 勤務

### (勤務時間等)

第8条 再雇用職員の1週間あたりの労働時間は、27時間30分とし、1週間あたりの所定労働日数及び1日あたりの勤務時間については、個別契約書で定める。

2 前項の定めにかかわらず、法人からの要請により、本人の同意を得たときは、再雇用職員の勤務時間について就業規則第17条の定めるところとすることができる。この場合、就業規則第18条及び第19条についても同時に準用する。

### (出退勤)

第9条 就業規則第20条(出退勤)を準用する。

### (遅刻、早退及び私用外出)

第10条 就業規則第21条(遅刻、早退及び私用外出)を準用する。

### (欠勤の手続き)

第11条 就業規則第22条（欠勤の手続き）を準用する。

（欠勤等の給与）

第12条 就業規則第23条（欠勤の給与）を準用する。

（直行及び直帰）

第13条 就業規則第24条（直行及び直帰）を準用する。

（出張者等の勤務時間）

第14条 再雇用職員が出張その他業務のため職場外で勤務し、勤務時間を算定し難い場合は、就業規則第17条の定める勤務時間を勤務したものとみなす。この結果、1日あたりの勤務時間を超えるときは、超過した時間は時間外勤務として扱う。ただし、所属長があらかじめ別の指示をした場合は、この限りでない。

（公民権行使）

第15条 就業規則第27条（公民権行使）を準用する。

（休日）

第16条 就業規則第28条（休日）を準用する。

（休日の振替）

第17条 就業規則第29条（休日の振替）を準用する。

（時間外勤務及び休日勤務）

第18条 法人は、業務上必要ある場合は、再雇用職員に対し個別契約書の定め及び就業規則第28条（休日）の規定にかかわらず、時間外又は休日に勤務させることがある。

2 前項の時間外又は休日出勤に、1日8時間もしくは1週40時間を超えて勤務させる場合、又は1週を通じ休日なく勤務させる場合は、時間外及び休日の勤務に関して協定した範囲内において、これを行うものとする。

（災害時の勤務）

第19条 就業規則第33条（災害時の勤務）を準用する。

（割増賃金）

第20条 就業規則第34条（割増賃金）を準用する。

（年次有給休暇）

第21条 年次有給休暇は4月1日を起算日とし、起算日直前の1年間の出勤率が8割以上の再雇用職員に対し、1年あたり16日（本規則第8条第2項の場合は20日）の年次有給休暇を与える。

2 定年退職時の有給休暇残日数については、20日を上限として繰り越しができる。また、継続勤務期間については通算して計算する。

3 契約期間を更新した場合において、直前の契約期間の出勤率が8割以上の再雇用職員に対し、第1項の有給休暇を与える。この場合、翌契約期間はこの繰り越し分から先に取得するものとする。

4 直前の契約期間の出勤率が8割未満の再雇用職員に対する1年あたりの年次有給休暇は、その出勤率に応じて次のとおりとする。

出勤率	7割以上 8割未満	6割以上 7割未満	5割以上 6割未満	5割未満
-----	--------------	--------------	--------------	------

	12日	10日	8日	0日
〔第8条第2項の 場合〕	15日	13日	10日	0日

- 5 本条での出勤率の算定につき、次の各号に掲げる期間は出勤したものとみなす。
- 一 業務上の負傷、疾病による療養のための休業期間
  - 二 産前産後の休業期間
  - 三 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業期間
  - 四 年次有給休暇を取得した日
  - 五 第25条（積立休暇）の期間
  - 六 第26条（私傷病休暇）の期間
  - 七 第28条（看護休暇）の期間
  - 八 第29条（介護休暇）の期間
  - 九 第30条（介護支援休暇）の期間
  - 十 第31条（特別休暇）の期間
- 6 本条での出勤率の算定につき、次の各号に掲げる期間であって労働しなかった日は、同項の所定労働日に含めない。
- 一 第18条（公民権行使）の期間
  - 二 育児休業等に関する規則第22条（保健指導及び健康診査）の期間
  - 三 通勤災害の期間
- 7 年次有給休暇を受けようとする者は、所定の手続きによりあらかじめ申し出なければならない。ただし、業務の正常な運営上やむを得ない場合は、その時期及び期間を変更させることがある。
- 8 年次有給休暇は、原則として1日を単位として取得することができるものとするが、必要に応じて半日単位又は時間単位で取得することができる。ただし、時間単位の取得による場合は、年間3日を限度とする。
- 9 当該契約期間中に未取得の年次有給休暇は、20日を上限として翌契約期間に繰り越すことができる。
- 10 年次有給休暇については、給与を支給する。
- 11 法人は、年次有給休暇を取得したことを理由として賃金、賞与その他の処遇において不利益な取り扱いをしないものとする。

#### （積立休暇）

- 第22条** 当該契約期間中に消化しなかった年次有給休暇のうち、繰り越しを行った上さらに残日数がある場合には翌契約期間に10日を限度として積み立てることができる。ただし、積立休暇は累計で10日を限度とする。
- 2 積立休暇は、再雇用職員が私傷病、介護休業規則第3条に定める対象家族を介護又は中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務することができない場合に申出により与えることができる。
  - 3 積立休暇は、1日を単位として取得することができるものとする。
  - 4 積立休暇については、給与を支給する。

#### （私傷病休暇）

第23条 就業規則第37条（私傷病休暇）を準用する。

（公傷病休暇）

第24条 就業規則第38条（公傷病休暇）を準用する。

（看護休暇）

第25条 就業規則第39条（看護休暇）を準用する。

（介護休暇）

第26条 就業規則第39条の2（介護休暇）を準用する。

（介護支援休暇）

第27条 就業規則第39条の3（介護支援休暇）を準用する。

（特別休暇）

第28条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で勤務しないことが相当であると認められるときは、申し出により、当該各号に定める日数（第3号から第5号までに該当する場合で葬儀のため遠隔の地に赴くときは、往復に要する日数を加えた日数）を限度として、特別休暇を与える。

一 本人が結婚する場合 5日

二 配偶者が出産する場合 2日

三 配偶者、子又は父母が死亡した場合 5日

四 祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合 3日

五 3親等内の血族又は2親等内の姻族が死亡した場合 1日

六 夏季（一の年の7月～9月）に5日の範囲内で休暇を取得する場合 5日

七 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が罹災した場合 7日の範囲内

八 その他法人が必要と認める場合 法人が必要と認める日数

2 前項第1号及び第3号から第5号までに該当する場合の特別休暇の適用にあたっては、所定労働日にかかわらず、連続した日数で数えるものとする。

3 特別休暇については、給与を支給する。

（休暇の手続き）

第29条 就業規則第41条（休暇の手続き）を準用する。

（育児及び介護のための特例措置）

第30条 就業規則第43条（育児及び介護のための特例措置）を準用する。

## 第4章 給与等

（給与）

第31条 再雇用職員に支給する給与（基本給及び手当をいう。）については、業務の内容、雇用形態等を考慮して、個別契約書で別に定める。

2 給与については、特に必要があると認められる場合には、これを増額又は減額することができる。

3 再雇用職員に時間外勤務及び休日出勤をさせた場合、時間外手当を支給する。この場合、基本給を月間の平均所定労働時間数で除した額に対して、給与規則第20条第2項を準用する。

4 通勤手当は、給与規則第17条を準用する。

(給与の計算と支給日)

第32条 給与は、当月1日から末日までについて計算し、毎月18日に本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、次に掲げるものは法令で必要な場合はこれを控除する。

一 所得税及び地方税

二 健康保険料（介護保険料を含む。）、厚生年金保険料、及び雇用保険料の被保険者負担分

三 給与から控除することについて書面により協定されたもの

(賞与)

第33条 賞与は支給しない。

(退職金)

第34条 退職金は支給しない。

(出張旅費)

第35条 業務により出張する場合は、法人の国内旅費規則及び外国旅費規則を準用する。なお、交通費、宿泊・日当の適用区分は再雇用職員の業務の内容、経歴等を考慮して決める。

## 第5章 その他

(服務規律)

第36条 服務規律については、就業規則第5章（服務規律）を準用する。

(表彰)

第37条 表彰については、就業規則第51条（表彰）及び第53条（表彰の方法）を準用する。

(懲戒)

第38条 懲戒については、就業規則第6章第2節（懲戒等）を準用する。

(表彰及び懲戒の機関)

第39条 表彰及び懲戒の機関については、就業規則第6章第3節（賞罰委員会）を準用する。

(安全衛生)

第40条 安全衛生については、就業規則第7章（安全衛生）を準用する。

(業務上災害の補償)

第41条 災害補償については、就業規則第8章（災害補償）を準用する。

(研修)

第42条 就業規則第9章（研修）を準用する。

(社会保険の加入)

第43条 法人は、再雇用職員について、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続きをとる。

## 附 則

この規則は、平成13年4月1日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成15年12月4日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成22年6月30日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から実施する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から実施する。